ブータン国王陛下
イタリア大統領閣下
アルジェリア大統領閣下
シンガポール大統領閣下
トンガ国王陛下
モロッコ国王陛下
中華人民共和国主席閣下
セーシェル大統領閣下
モンテネグロ大統領閣下
インドネシア大統領閣下
イエメン大統領指導評議会議長閣下
北マケドニア大統領閣下
ブルネイ国王陛下
クロアチア大統領閣下
モルディブ大統領閣下
アゼルバイジャン大統領閣下
南アフリカ共和国大統領閣下
ウズベキスタン大統領閣下
スロベニア大統領閣下
ルーマニア暫定大統領閣下
トルコ大統領閣下
インド大統領閣下
ネパール大統領閣下
カザフスタン大統領閣下
タジキスタン大統領閣下
モンゴル大統領閣下
マルタ大統領閣下
スーダン主権評議会議長閣下
パキスタン大統領閣下
フィンランド大統領閣下
ギリシャ大統領閣下
ラオス国家主席閣下
キューバ大統領閣下
バーレーン国王陛下
コートジボワール大統領閣下

ベルギー国王王妃両陛下
モーリタニア大統領閣下
ベトナム主席閣下
セルビア大統領閣下
ドミニカ共和国大統領閣下
カーボベルデ大統領閣下
モルドバ大統領閣下
アルバニア大統領閣下
チュニジア大統領閣下
タンザニア大統領閣下
スロバキア大統領閣下
ニュージーランド総督閣下
ラトビア大統領閣下
クウェート首長殿下
コソボ大統領閣下
カタール首長殿下
マレーシア国王陛下
ポーランド大統領閣下
エストニア大統領閣下
エジプト大統領閣下
イラク大統領閣下
ケニア大統領閣下
エチオピア大統領閣下
エルサルバドル大統領閣下
アンゴラ大統領閣下
ギニア暫定大統領閣下
オマーン国王陛下
レバノン大統領閣下
ペルー大統領閣下
ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領評議会議長閣下
マダガスカル大統領閣下
ブルキナファソ大統領閣下
キプロス大統領閣下
ガーナ大統領閣下
コンゴ民主共和国大統領閣下

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 占用を制限する区域　区域　下関市長府印内町一六〇七番六から同市長府中土居本町一四六三番四まで

(四) 制限の対象とする占用物件　周南市大字呼坂字西馬場一三二七番八から同市大字呼坂字西馬場一三二七番七まで　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び九号

(三) 占用を制限する区域　区域　下関市長府才川二丁目四一番四から同市長府才川二丁目三七八番九まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び百八十七号

(三) 占用を制限する区域　区域　岩国市関戸字堂ろじ七三三番一から同市関戸字堂ろじ七三三番五まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。